第二十二条を第二十三条とし、第一章第三節第三款中第二十一条を第二十二条とし、第十七条から第二十条までを一条ずつ繰り下げ、同節第二款に次の一条を加える。

（取引適正化検査管理官の職務）

第十七条　取引適正化検査管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の施行に関すること（企業取引課の所掌に属するものを除く。）。

二　特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の施行に関すること（企業取引課の所掌に属するものを除く。）。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

2　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第七号ロ中「置かれる」の下に「取引適正化検査管理官並びに同局に置かれる」を加える。

内閣総理大臣　高市　早苗

こども家庭庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年四月八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百二十一号

こども家庭庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十三条第四項及び第六十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

こども家庭庁組織令（令和五年政令第百二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三条」を「第二十四条」に、「第二十四条」を「第二十五条」に改める。

第二条第二十八号及び第三十二号ハ中「第四条第十号」を「第四条第十一号」に改める。

第四条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十　こどもへの性暴力の防止に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

第十九条中「四課」の下に「及び参事官一人」を加える。

第二十四条を第二十五条とし、第一章第三節第三款に次の一条を加える。

（参事官の職務）

第二十四条　参事官は、こどもへの性暴力の防止に関する事務（他省及び虐待防止対策課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

行政機関職員定員令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年四月八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百二十二号

行政機関職員定員令の一部を改正する政令

内閣は、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条の規定に基づき、及び同法を実施するため、この政令を制定する。

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表を次のように改める。

区分	定員	備考
内閣の機関	一、八一〇人	うち、一六人は、特別職の職員の定員とする。
内閣府	一六、一七二人	うち、六三人は、特別職の職員の定員とする。
デジタル庁	六三〇人	
復興庁	二一六人	
総務省	四、八八二人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
法務省	五五、八六〇人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八六〇人は、検察庁の職員の定員とする。
外務省	六、八四五人	うち、一七四人は、特別職の職員の定員とする。
財務省	七三、一九六人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
文部科学省	二、二五六人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
厚生労働省	三三、〇九三人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
農林水産省	一九、一五六人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
経済産業省	八、〇六八人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
国土交通省	六〇、四四三人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
環境省	三、四九〇人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
防衛省	二一、四一八人	うち、二一、三九三人は、特別職の職員の定員とする。
合計	三〇七、五三五人	